

石狩市の財政 2006



石 狩 市

はじめに

この「石狩市の財政」は、市民の皆様が「財政」というものを考える際の補助資料として活用していただくことを目的に、一昨年度より発行しているものです。

平成 17 年度に行われた合併及び昨今の三位一体の改革等により、本市を取り巻く財政環境は大きな変化の時期を迎えております。

今後の市の財政状況を考える上で本資料が参考となればと思いますので、是非ご一読下さい。



目次

1 地方公共団体の会計区分	P 1
(1) 一般会計	P 1
(2) 特別会計	P 1
(3) 公営企業会計	P 1
2 平成17年度一般会計決算の概要	P 2 ~ 13
(1) 歳入	P 2
(2) 歳出	P 9
3 厳しさを増す市の財政	P 14 ~ 18
(1) 市税	P 14
(2) 義務的経費	P 15
(3) 基金残高	P 16
(4) 市債残高	P 16
(5) 実質的に市が抱えている債務の残高 ..	P 17
4 財政運営の健全度	P 19 ~ 21
(1) 経常収支比率	P 19
(2) 公債費負担比率	P 20
(3) 公債費比率	P 20
(4) 起債制限比率	P 20
(5) 実質公債費負担比率	P 20
(6) 財政力指数	P 21
5 財政再建計画・事務事業の見直し	P 22 ~ 27

1 地方公共団体の会計区分

(1) 一般会計

地方公共団体の会計は、大きく分けて「一般会計」、「特別会計」、「公営企業会計」の3つに区分されます。このうち、一般会計は、市の会計の中心をなすもので、福祉や教育など行政運営の基本的な経費を計上する会計です。

(2) 特別会計

特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の収入で特定の支出にあて、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設置するものです。なお、特別会計の設置については、法令に義務付けられているものを除き、すべて条例によらなければならないとされています。

本市では、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、介護サービス事業特別会計、土地取得特別会計、下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、個別排水処理施設整備事業特別会計、水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計の11の特別会計を設置しています。

ア 法令に義務付けられているもの

国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、介護サービス事業特別会計

イ 市の条例で設置しているもの

土地取得特別会計、下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、個別排水処理施設整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計

(3) 公営企業会計

特別会計のうち、地方公営企業法の適用を受けるものです。

本市では、水道事業会計を設置しています。

2 平成17年度一般会計決算の概要

(1) 歳入

市民生活の向上のために様々な仕事（事業）が行われていますが、それを支えるためには、財源が必要となります。財源には市民税や固定資産税などの市税、自治体の財政力に応じて交付される地方交付税、国や道からの補助金、借入金である市債などがあり、平成17年度一般会計の決算額は表1のとおりで、図1は科目別割合を示しています。

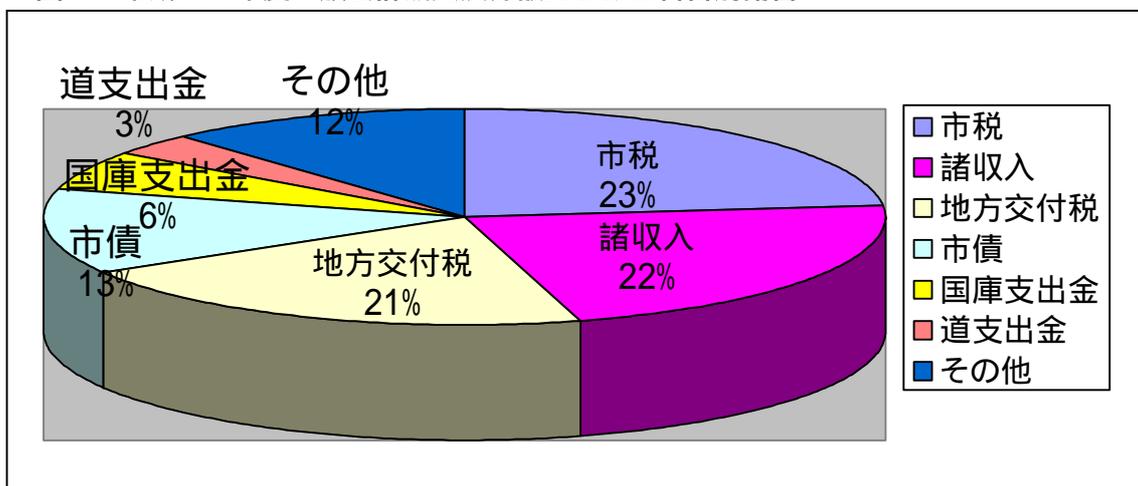
表1 平成17年度一般会計歳入決算額

(単位:千円)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 市税	7,611,997	12 交通安全対策特別交付金	15,470
2 地方譲与税	655,025	13 分担金及び負担金	167,668
3 利子割交付金	29,515	14 使用料及び手数料	297,276
4 配当割交付金	7,243	15 国庫支出金	1,902,496
5 株式等譲渡所得割交付金	9,482	16 道支出金	1,039,188
6 ゴルフ場利用税交付金	88,145	17 財産収入	87,137
7 地方消費税交付金	579,528	18 寄附金	4,510
8 自動車取得税交付金	132,980	19 繰入金	1,455,801
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	4,623	20 繰越金	130,223
10 地方特例交付金	171,041	21 諸収入	7,206,818
11 地方交付税	6,751,802	22 市債	4,193,100
		計	32,541,068

資料：平成17年度決算統計

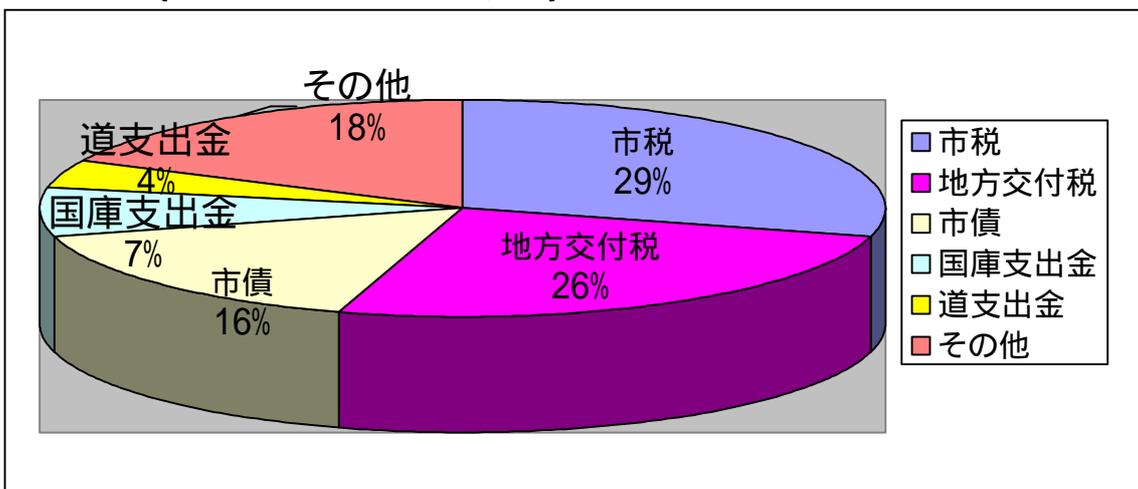
図1 平成17年度一般会計歳入決算額における科目別割合





皆さん、2ページの表やグラフを見て、諸収入の金額が異常に多いのに気付かれたか。これは、石狩市土地開発公社や石狩サービス株式会社への金利負担を軽減することを目的に、年度当初に多額の無利子貸し付けを行い、年度末に貸付金額と同額を回収しているためです。この金額は、石狩市土地開発公社分が61億1,234万円、石狩サービス株式会社分が5,000万円、旧役場周辺地区市街地再開発組合分が2億円、合計63億6,234万円あることから、実質の歳入決算額は、325億4,106万8千円から63億6,234万円を差し引いた261億7,872万8千円となり、2ページの図1も次の参考図のようになります。

(参考図) 平成17年度一般会計歳入決算額における科目別割合
(貸付金の年度内回収分を除く)

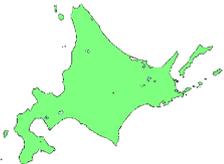


用語解説：平成17年度における市の歳入科目

歳入科目名	内 容
1 市税 	<p>所得税など国が課税する国税に対し、市の課税権により主に市民の皆さんから市に納めていただく税です。</p> <p>本市には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税、入湯税などがあります。</p>
2 地方譲与税 	<p>徴収の利便性などの問題から、一旦国税として徴収され、その後、一定の基準により道や市町村に譲与される税です。</p> <p>本市には、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税があり、人口規模や市町村道の面積・延長などを基準として配分し譲与されます。</p>

<p>3 利子割交付金</p> 	<p>銀行預金利子などの利子等にかかる住民税については、金融機関等を通じて道民税利子割として課税されています。この税収から、道が取扱費として5%を控除した残りの95%のうち5分の3がその市町村の個人道民税の額を基準に市町村に交付されます。</p>
<p>4 配当割交付金</p> 	<p>道民税として、平成17年1月1日以降に支払われる株式などの配当金について課税され、一定相当額が交付されます。</p>
<p>5 株式等譲渡所得割交付金</p> 	<p>道民税として、平成17年1月1日以降に発生する株式などの譲渡益について課税され、一定相当額が市町村に交付されます。</p>
<p>6 ゴルフ場利用税交付金</p> 	<p>ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に課される税金で、道が収納したゴルフ場利用税の70%が、ゴルフ場所在の市町村に交付されます。</p>
<p>7 地方消費税交付金</p> 	<p>私たちが買物などをしたときは、お店に5%の消費税を納めますが、このうち国の消費税率は4%で、残りの1%が地方消費税として道の収入となります。この税収のうち50%が国勢調査の人口と事業所統計の従業者数を基準に市町村に交付されます。</p>
<p>8 自動車取得税交付金</p> 	<p>自動車取得税は、自動車の取得に対して課される税金で、この税収から、道が取扱費として5%を控除した残りの95%のうち70%が市道の面積や延長を基準に市町村に交付されます。</p>

<p>9 国有提供施設等所在市町村助成交付金</p> 	<p>自衛隊が使用する演習場等の用に供する固定資産が所在する市町村に対して国から交付されます。</p>
<p>10 地方特例交付金</p> 	<p>国が政策で行った所得税減税で影響を受けた地方税の減収を補うために国から交付されるお金です。</p>
<p>11 地方交付税</p> 	<p>市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金です。国税3税(所得税及び酒税の32%、法人税の35.8%)に消費税の29.5%、たばこ税の25%を加えた5税が原資となっています。</p>
<p>12 交通安全対策特別交付金</p> 	<p>市町村が道路交通安全施設の整備を行う経費にあてるため、交通反則金を市町村の交通事故発生件数等を基準に配分し交付されます。</p>
<p>13 分担金及び負担金</p> 	<p>分担金は、市が一部または特定の者に対し、特に利益のある事務事業を行う場合に、その必要な費用に充てるため、利益を受ける者から徴収するお金です。</p> <p>一方、負担金も一定の事務事業について、特別の利害関係がある人から、その事業に必要な経費を受益の受ける程度に応じて市が課する金銭的な給付です。</p>
<p>14 使用料及び手数料</p> 	<p>使用料は、市が所有し、または管理している施設を利用する時に、市に納付されるお金です。納付された使用料は、その施設を維持、管理するための経費の財源となります。</p> <p>手数料は、市が特定の人のために行う行政サービスの対価として市に納付されるお金です。納付された手数料は、その行政サービスを行うための経費の財源となります。</p>

<p>15 国庫支出金</p> 	<p>市が行う事務事業に対し、その財源の一部または全部として国から用途を特定されて交付される収入です。</p>
<p>16 道支出金</p> 	<p>市が行う事務事業に対し、その財源の一部または全部として道から用途を特定されて交付される収入です。</p>
<p>17 財産収入</p> 	<p>市が所有する財産等を貸し付けることによって生じる対価や基金の運用利息等の財産運用収入と、市の財産を譲渡することなどにより生じる財産売却収入とがあります。</p>
<p>18 寄附金</p> 	<p>市に対する金銭の無償譲渡で、用途を特定しない一般寄附金と用途を特定した指定寄附金とがあります。</p>
<p>19 繰入金</p> 	<p>一般会計の場合においては、各種基金を取り崩して一般会計に繰り入れられるお金です。</p>
<p>20 繰越金</p> 	<p>前年度の決算で生じた余剰金を、翌年度の歳入に編入するときの収入です。</p>

<p>21 諸収入</p> 	<p>他のどの歳入科目にも含まれない収入をまとめた科目の名称で、延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。</p>
<p>22 市債</p> 	<p>市が社会資本の整備等を行うために必要な財源を調達するための債務です。また、近年は国や地方公共団体の財源不足や、減税による財源の減少を補てんするために地方債を発行することもあります。</p>



(質問): 平成17年度の歳入科目を、国、北海道、市民からの収入に分類すると、どうなりますか。

(回答): 大まかに分類すると、次のとおりになります。なお、繰入金、繰越金、市債については、お金のやりくりのための収入であることから、「その他の収入」として分類しています。

- 1 国からの収入：地方譲与税、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金
- 2 北海道からの収入：利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、道支出金
- 3 主に市民からの収入：市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入
- 4 その他の収入：繰入金、繰越金、市債

用語解説：歳入の分類

ア 自主財源と依存財源

市に入ってくるお金の調達方法に着目した分類で、市が自主的に収入できる財源が自主財源、国または道の意思で定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源が依存財源です。自主財源の割合が高いほど、市が自主的に財政活動を行うことができます。

(ア) 自主財源：市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。



(イ) 依存財源：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、道支出金、市債がこれに該当します。



イ 一般財源と特定財源

市に入ってくるお金の使途が特定されているか否かに着目した分類で、財源の使途が特定されないものが一般財源、財源の使途が特定されているものが特定財源です。一般財源の割合が高いほど、弾力的な財政運営を行うことができます。

(ア) 一般財源：市税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、財産収入、寄附金、繰越金がこれに該当します。

(イ) 特定財源：分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫補助金、道支出金、繰入金、諸収入、市債がこれに該当します。

使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、市債等については、その収納した目的、性格等によって一般財源にも特定財源にもなりえます。

(2) 歳出

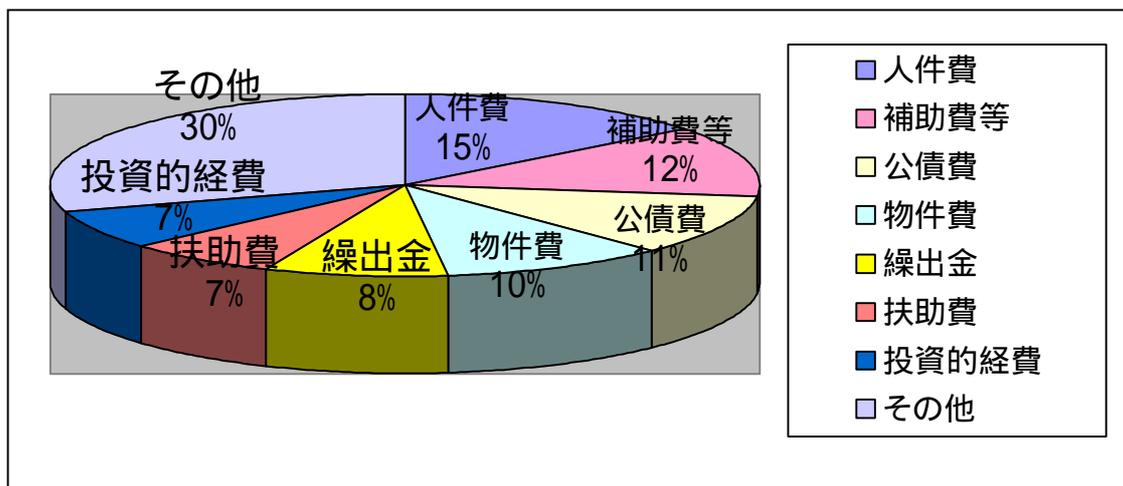
本市の予算がどの分野にどれだけ配分されているかを知るために、歳出をその行政目的別に分類したものが目的別経費（表2の左側参照）であり、また財政構造をよりわかりやすくするために、扶助費や公債費など歳出をその性質別に分類したものが性質別経費（表2の右側参照）で、図2は性質別経費の科目別割合（歳入と同様に、石狩市土地開発公社や石狩サービス株式会社への年度内回収分の貸付金を除く）を示しています。

表2 平成17年度一般会計歳出決算額

目的別経費 (単位:千円)		性質別経費 (単位:千円)	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 議会費	317,121	1 人件費	4,727,966
2 総務費	5,515,019	2 物件費	3,372,715
3 民生費	5,755,167	3 維持補修費	1,077,163
4 衛生費	2,671,733	4 扶助費	2,259,841
5 労働費	33,308	5 補助費等	2,656,544
6 農水産業費	791,847	一部事務組合に対するもの	1,364,201
7 商工費	525,735	その他	1,364,201
8 土木費	9,936,151	小 計	4,020,745
9 消防費	1,104,996	6 公債費	3,494,466
10 教育費	2,363,139	元利償還金	9,114
11 公債費	3,503,709	一時借入金利子	3,503,580
計	32,517,925	小 計	3,503,580
		7 積立金	2,049,242
		8 投資及び出資金・貸付金	6,556,071
		9 繰出金	2,723,719
		10 投資的経費	2,226,883
		普通建設事業費	0
		災害復旧事業費	0
		失業対策事業費	0
		小 計	2,226,883
		計	32,517,925

資料：平成17年度決算統計

図2 平成17年度一般会計歳出決算額（性質別経費）の科目別割合
（貸付金の年度内回収分を除く）



用語解説：平成 17 年度における市の歳出科目

ア 目的別経費

市の経費を、行政目的によって分類したもので、市の予算及び決算において最も大きな区分である「款(かん)」の区分を基準とした分類となっています。目的別経費では、行政分野ごとの大まかな予算の比重を知ることができます。また、議会において予算を審議する場合にもこれが使われます。

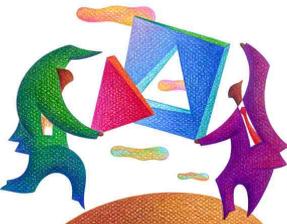
歳出科目名	内 容
1 議会費 	議会の活動にかかる経費です。議員の報酬や手当、議会や委員会の運営経費などがあります。
2 総務費 	市役所の管理・運営、情報化推進、統計調査、まちづくり、財政運営、国際交流、広報広聴、コミュニティの推進、戸籍関係事務、税の賦課・徴収、選挙などにかかる経費です。
3 民生費 	高齢者や障がい者福祉、児童福祉、医療給付や生活保護など、安定した社会生活をするためにかかる経費です。
4 衛生費 	病気予防のための各種検診、予防接種、ごみ処理、環境対策など、健康で衛生的な生活環境を保持するためにかかる経費です。
5 労働費 	失業対策や勤労者のための各種施設の設置、管理にかかる経費です。

<p>6 農水産業費</p> 	<p>農業、水産業など、第一次産業の振興にかかる経費です。</p>
<p>7 商工費</p> 	<p>商工業の振興、企業誘致、観光の振興にかかる経費です。</p>
<p>8 土木費</p> 	<p>道路や公園の整備、除排雪、港湾整備、都市計画、公営住宅などにかかる経費で、下水道事業特別会計への繰出金も含まれています。</p>
<p>9 消防費</p> 	<p>防火・消火活動、救急・防災活動、消防車両の整備などのための経費です。なお、石狩市の場合は、近隣の自治体と一部事務組合を設立し、共同で事務処理を行っていますが、この組合に対する負担金は消防費のほとんどを占めています。</p>
<p>10 教育費</p> 	<p>小中学校、公民館、図書館、スポーツ施設の建設・管理・運営、生涯学習の推進、文化財の保護などにかかる経費です。</p>
<p>11 公債費</p> 	<p>過去に借入れた市債や一時借入金の元金や利子などの償還にかかる経費です。</p>

イ 性質別経費

市の経費を、その経済的性質を基準として分類したものです。性質別に分類することは、市の財政の体質を分析するうえで意義があります。分析の結果から財政運営の指針を見出すことができます。

歳出科目名	内 容
1 人件費 	<p>職員給、議員報酬、各種委員報酬、共済組合等への負担金など、常勤職員や非常勤の特別職の勤労の対価として支払われる一切の経費です。</p> <p>ただし、道路や公園の整備など普通建設事業に携わる職員の人件費については、普通建設事業費に区分されます。</p>
2 物件費 	<p>賃金や旅費、交際費、需用費（消耗品費、光熱水費等）役務費（通信運搬費、手数料等）委託料など、資産として残らない消費的な経費の総称です。</p>
3 維持補修費 	<p>市が管理する公共施設の効用を保全するための経費です。建物の大規模改修等は普通建設事業費に、備品等の修繕費は物件費に区分されます。なお、道路の除排雪経費もここに分類されます。</p>
4 扶助費 	<p>市が各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等）や条例によって、お金や物品を被扶助者に提供する経費で、生活保護費、児童手当、医療費助成、就学援助などがあります。</p>
5 補助費等 	<p>補助費等に区分される経費は、その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様です。主な経費としては、団体に対する負担金や補助金、報償費、公営企業会計への繰出金等があります。</p> <p>なお、本市は、消防、ごみ処理、港湾管理など、他自治体と共同して事務処理を行うための一部事務組合を数多く設立しているのが特徴で、平成17年度決算におけるこれら組合に対する負担金の割合は、補助費等全体の65%程度を占めています。</p> <p>ごみ処理については、平成18年度より北石狩衛生組合を解散し、北石狩衛生センターとして、本市の組織内に再編されています。</p>

<p>6 公債費</p> 	<p>市が借り入れた市債の元利償還金及び一時借入金の償還利子です。</p>
<p>7 積立金</p> 	<p>積立金とは、収支不足の際にその穴埋めをするための基金や特定の目的のために設けられた基金などに積み立てるための経費です。</p>
<p>8 投資及び出資金・貸付金</p> 	<p>投資及び出資金とは、公益上の必要性から、共同で事業を行う場合、その他財政援助を目的として投資する場合や、財団法人への出捐金として支出する場合の経費です。</p> <p>また、貸付金とは、特定の政策目的のために貸付けられる経費で、土地開発公社貸付金や石狩サービス(株)運営資金貸付金などがあります。</p>
<p>9 繰出金</p> 	<p>会計間で、他の会計に支出される経費です。本市では一般会計から特別会計に支出される経費のことです。</p>
<p>10 投資的経費</p> 	<p>その支出の効果が資本の形成に向けられ、施設等が将来に残るものに対して支出される経費をいい、次のとおり普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費があります。</p> <p>普通建設事業費：道路の改良、公園の新設、小中学校や図書館などの建設事業にかかる経費。</p>

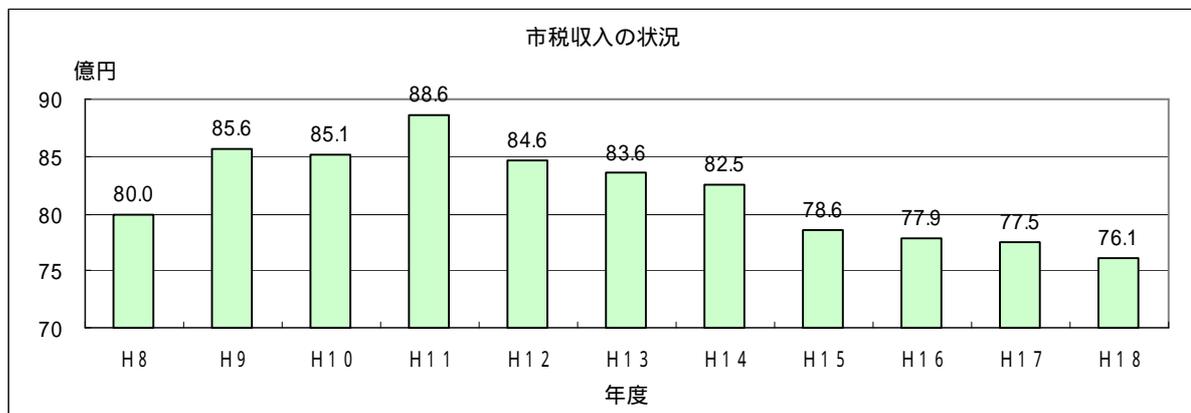
3 厳しさを増す市の財政

(1) 市税

長引く景気の低迷により、これまでのように右肩上がりの経済成長が見込めないうえ、近年、相次いで減税が行われたことなどから、市税収入は、平成11年度の約88.6億円をピークに減少傾向にあります(図3参照)。なお、平成17年度決算額は約77.5億円で、ピーク時に比べて11億円も落ち込み、市制施行した平成8年度の決算額にも及ばない状況となっています。

また、平成18年度は3年に1度の固定資産税の評価替え(1)年度にあたるため、固定資産税が大きく減るため、更なる減少が見込まれます。

図3 市税の推移



注：数値は旧3市村合算値 : H18は予算ベース

資料：各年度決算統計

1 評価替え？

固定資産税は、固定資産の価格すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。このため、土地と家屋については原則として3年間評価額を据え置く制度、換言すれば、3年ごとに評価額を見直す制度がとられているところです。

平成18年度は、評価替えの年に当たり、地価や建築物価の下落を反映した評価替えにより、固定資産税・都市計画税の減少が当初から見込まれています。

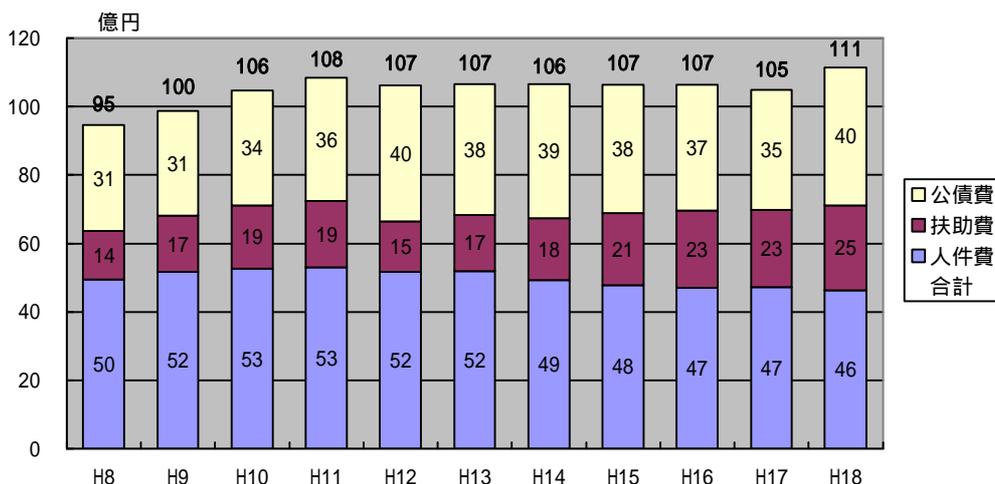
(2) 義務的経費

義務的経費とは、法令あるいはその性質上支出が義務づけられている「人件費、扶助費（生活保護費、医療費助成など）、公債費」の合計をいい、その歳出総額に占める割合が高いほど、財政の硬直化が進んでいることを示します。

この経費は近年上昇傾向にあり、市の財政を硬直化させていますが、その中でも特に公債費と扶助費が増加しています（図4参照）。なお、金額的には公債費が大きく増えていますが、伸び率は扶助費のほうが上回っています。これは、近年急速に高齢化が進んでいることが大きな要因であります。また、扶助費に特別会計（国民健康保険事業・老人保健・介護保険事業）への繰出金を加えた社会保障費（図5参照）も増え続けていることから、今後高齢化と相まってさらなる増加が予想されることです。なお、18年度の公債費の伸びは、北石狩衛生組合の解散・本市編入に伴い同組合の公債費が加わったことが主な要因となっております。

図4 義務的経費の推移

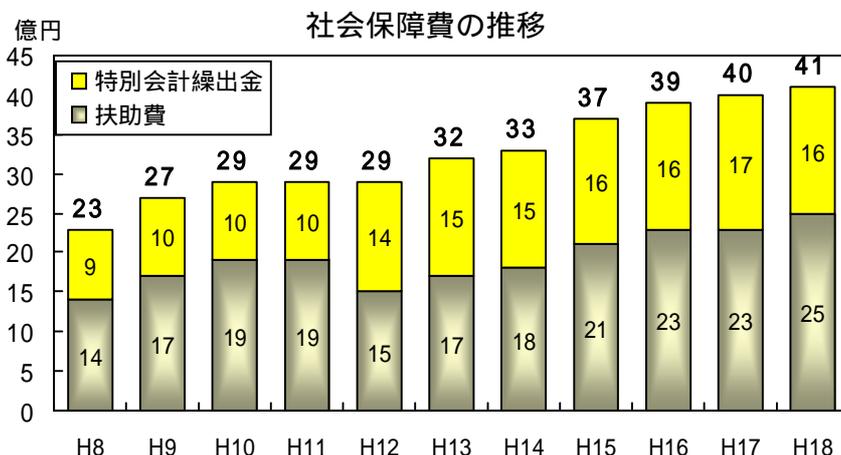
資料：各年度決算統計



注：数値は旧3市村合算値：H18は予算ベース

図5 社会保障費（扶助費＋国保・老人保健・介護保険特別会計繰出金）の推移

資料：各年度決算統計



注：数値は旧3市村合算値：H18は予算ベース

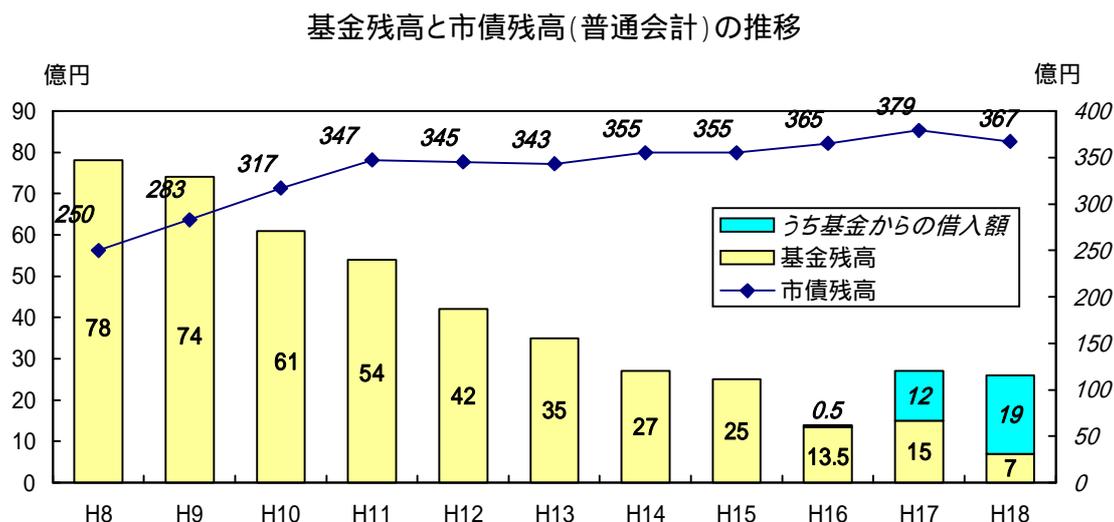
(3) 基金残高

基金とは市の貯金のことであり、その種類には**財政調整基金**(₂)、**減債基金**、特定目的のための基金があります。これまで積立をしてきた基金も平成9年度以降の歳入不足による取り崩しにより急激に残高が減少し(図6参照) ほとんど底を突いている状況です。

そこで、現在は本来特定の目的に利用する基金から一時的に借入を行い、財源不足を補っております。

図6 基金残高の推移

資料：各年度決算統計



注：数値は旧3市村合算値 : H18は予算ベース

2 財政用語解説(基金)

財政調整基金：災害の発生等による不時の支出の増加や経済不況による予期せぬ収入減により財政運営が困難にならないよう、財源に余裕のある年度に積立を行うこととされている基金です。

減債基金：公債費の償還が毎年度の財政運営に影響を与えないよう計画的に償還するために積み立てることとされている基金です。

財政運営基金：一般的に上記の2つの基金が、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金となります。このため、市では財政調整基金と減債基金を合算したものを便宜上「財政運営基金」と呼んでいます。

(4) 市債残高

平成8年の市制施行前後に相次いで実施した大型公共施設の建設や地方全体の財政状況の悪化に伴う財源対策などにより、市債発行額が大幅に増加し、市債残高も増加してきています(図7参照)。平成17年度末の残高はすでに370億円を超え、市民1人当たりすると約60万円の借金を抱えていることとなります。

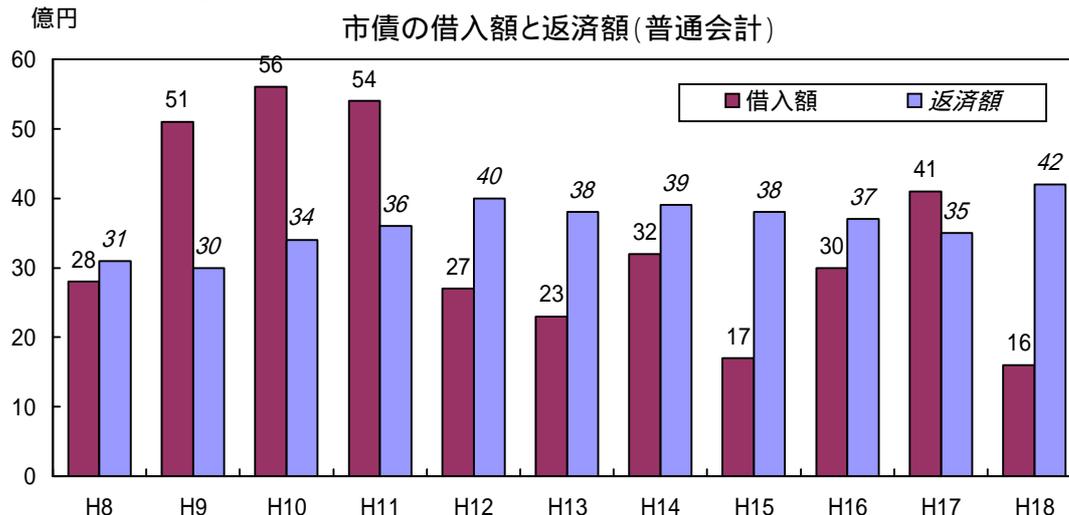
市では、平成12年度より市債発行枠を20億円に設定、さらに財政構造改革期間中の平成15年度及び16年度には**全額地方交付税で措置される特別な市債**(₃)を除いた市債

発行枠を10億円に設定するなど、これまで市債残高の抑制に努めてきました。

しかしながら、現在のように地方財政を取り巻く状況が非常に厳しい中、住民生活に必要な事業や、将来の発展を支える都市基盤の整備に計画的に取り組んでいくためには、ある程度の財源は市債に依存せざるを得ない状況が続いています。特に、多くの世代にわたって利用される施設については、「世代間の負担の公平」や「財政負担の年度間調整」を図る観点からも市債を活用することとしています。これまで実施してきた事業の状況を踏まえると、今後さらに将来の市債の償還額に留意しながら財政運営を行うことが必要です。

図7 市債残高の推移

資料：各年度決算統計
億円



注：数値は旧3市村合算値 : H18は予算ベース

3 全額地方交付税で措置される特別な市債？

全額地方交付税で措置される特別な市債とは、次の減税補てん債及び臨時財政対策債を指しています。これらの市債は、市が借金する形をとっていますが、その返済額は全額地方交付税で措置されます。

減税補てん債：国の減税政策により個人住民税の減税が実施された場合、その減収額を埋めるために借入れする地方債です。

臨時財政対策債：長引く景気の低迷により国税収入が減少し、地方交付税を配分するための財源が不足しているため、特例として地方が借り入れるいわゆる赤字の地方債です。

(5) 実質的に市が抱えている債務の残高

平成17年度末の市債残高約379億円(市民1人当たり約60万円)というのは、あくまでも市の一般会計のみの額です。これに下水道事業などの他の会計の額を加えると約485億円、さらに公債費に準ずる債務負担行為(4)に係るものを加えると約600億円にもなります。また、市が加入している一部事務組合の残高(石狩市分は仮に負担割合など

を用いた場合で算出しています。)は約55億円、石狩市土地開発公社の借入金残高は約61億円となっています。この返済にあたっては、上下水道料金や土地の売却代金などもありすべて税金でまかなうものではありませんが、これら実際に石狩市が抱えている債務の残高は、すでに737億円、市民1人当たりでは110万円を超えています(表3参照)。

なお、国民健康保険事業特別会計では市債を発行していませんが、平成17年度の歳入歳出差引きのマイナス分(これは平成18年度における前年度繰上充用金₍₅₎)となります。)はそれぞれ約9億円であり、この累積赤字額も実質的な市の債務といえるでしょう。

表3 市及び一部事務組合等における債務の残高

		(単位:千円)
区 分	内 訳	年度末残高
石狩市	一般会計	37,852,166
	国民健康保険診療所特別会計	12,356
	土地取得特別会計	41,386
	下水道事業特別会計	12,753,390
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	1,410,584
	個別排水処理施設整備特別会計	195,900
	介護サービス事業特別会計	406,986
	水道事業会計	6,198,205
	簡易水道事業会計	1,801,539
	小計	60,672,512
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	1,480,290
	計	62,152,802
	一部事務組合	石狩北部地区消防事務組合
石狩湾新港管理組合		4,954,042
北石狩衛生施設組合		361,590
計		5,479,108
石狩市土地開発公社	借入金残高	6,112,340
計	+ +	73,744,250
		市民1人当たりでは約120万円
石狩市国民健康保険事業特別会計	前年度繰上充用金	935,372

4 債務負担行為？

5 前年度繰上充用金？

債務負担行為：債務負担行為とは、地方公共団体が物件を購入したり、施設の工事をしたりする場合、契約は当該年度に行いますが、その支払いなどの債務が将来にわたって発生する行為をいいます。なお、ひとくちに債務負担行為といっても、施設の委託料を複数年度契約するものも含まれますので、表3ではこのうち公債費に準ずる債務負担行為に係るものを載せています。

前年度繰上充用金：会計年度経過後、その会計年度(平成17年度)の歳入が歳出に不足する場合は、翌年度(18年度)の歳入を繰り上げて、その年度(17年度)に充てることができ、このお金を前年度繰上充用金といいます。

4 財政運営の健全度

地方自治体の財政運営の健全度を図る指標として、経常収支比率、公債費負担比率、公債費比率、起債制限比率、財政力指数、実質収支比率などの指標がありますが、ここでは、次の5つの指標（財政力指数を除き、数値が低いほど健全であるといわれています。）についてご説明します。なお、数値及び順位は平成17年度のものであり、順位は健全なほうから数えたものを用いています。

(1) 経常収支比率

93.3% 道内35市中18位



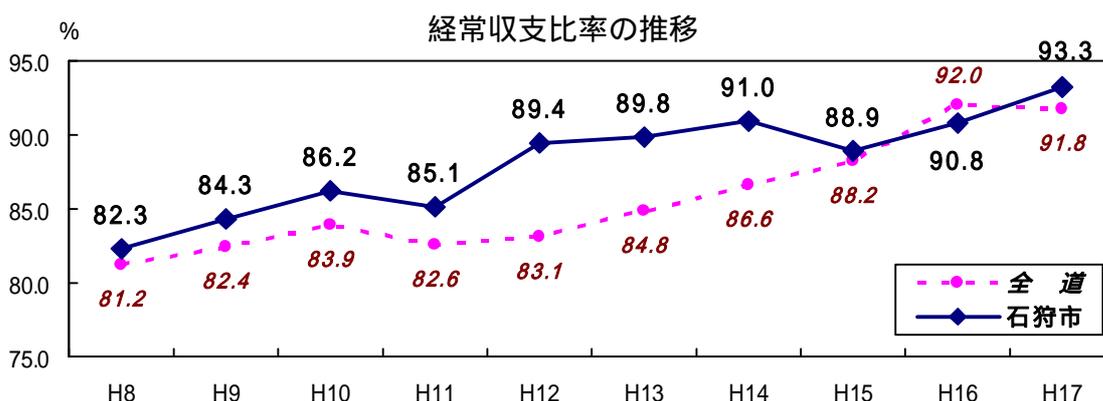
(平成16年度) 89.9% 同10位

自治体の財政にどれだけ自由に使えるお金があるのかを示す指標を経常収支比率といいます。経常収支比率は、市税や地方交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源（使い道の決められていない財源）が、人件費や公債費など経常的に支出される経費にどの程度充てられているかを示す指標です。

一般的には都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が適当と考えられ、これを大きく超えるとその自治体は弾力性を失いつつあるといわれています。

図8は、全道(市)の平均値と実績値の推移を表わしたもので、近年増加傾向にあった経常収支比率がようやく平成15年度で減少に転じ、同時に全道平均も下回るようになりました。しかし、平成16年は全道平均は下回るもの、再び増加傾向になっております。この傾向の要因は、収入の大幅な減少に加え、公債費等の義務的経費の増加によります。

図8 経常収支比率の推移



数値は旧3市村合算ベースで、H13以降は減税補てん債・臨時財政対策債を含みます。

資料：各年度決算統計

(2) 公債費負担比率 18.1% **道内35市中11位** 

(平成16年度) 19.1% **同13位**

公債費負担比率とは、一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源（一時借入金利子等を含む）の占める割合です。

一般的には15%が警戒ライン、20%を超えると危険であるといわれています。

(3) 公債費比率 18.0% **道内35市中16位** 

(平成16年度) 19.9% **同20位**

地方公共団体における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の、標準財政規模(。)に対する割合です。

6 標準財政規模？

地方公共団体の標準的な状態で収入されると見込まれる一般財源の規模を標準財規模と言います。この額は、標準的な行政活動に必要とされる一般財源の総量を示すため、主に財政分析や財政運営の指標算出に用いられます。

(4) 起債制限比率 12.5% **道内35市中14位** 

(平成16年度) 13.4% **同15位**

市債の発行を制限する指標で、地方交付税による措置の状況を的確に反映させた一般財源に占める公債費の割合で、この比率が20%以上になると市債の発行が制限されます。

(5) 実質公債費負担比率 19.9% **道内35市中25位**

(平成16年度) - (今年度から新設項目) -

今年度から新たな指標として作られた数値で、考え方は起債制限比率と同じですが、新たな要素として、特別会計に対する繰出金、一部事務組合に対する負担金及び債務負担行為の中で元利償還金に準ずる要素を加えて計算します。

つまり、この指標からは、地方交付税による措置の状況を的確に反映させた一般財源のうち、最終的な用途が公債費であるものの割合がわかります。

また、この比率が18%以上になると、市債の発行の際に都道府県知事の許可が必要となります。

(6) 財政力指数

0.528

道内34市中8位



(平成16年度) 0.640 同5位

ひとつの自治体が平均的な仕事をするために用意しなければならない財源と、実際に集めることができる税金は必ずしも一致しません。大まかにいうと、この平均的な仕事をするための財源と自前の収入との比率を財政力指数といい、この指数が1未満（実際に集める税金の方が少ない）だと**普通交付税**(7)が交付されます。

7 普通交付税？

地方公共団体が平均的な仕事をするために必要な財源を保障する制度が**地方交付税**です。全国の自治体は平均的な仕事をするために、十分な税金を独自で集める力がある団体と、そうでないところがあります。そこで、全国で集めた税金（国税）の一部をあらかじめプールしておいて、力の弱い団体の財政を補います（財政調整機能）。また、現在の自治体の仕事は、国の方針、基準により義務づけされたものが多くあり、そのため、財源は地方交付税を通じて国が保障しています（財源保障機能）。地方交付税の大半（94%）が**普通交付税**で、残りの6%が**特別交付税**です。特別交付税は災害などのその年の特別な事業に対して交付されます。

5 財政再建計画・事務事業の見直し

(1)これまでの取り組み

これまでご説明したように、本市の財政は非常に厳しい状況に置かれています。

また、長引く景気の低迷などにより市税収入や地方交付税収入が大幅に減少するなど、一般財源の確保は一段と厳しさを増してきています。

その一方で、地方分権の進展に伴う地方公共団体の役割の拡大、緊急の課題である少子・高齢社会対策や経済対策などの財政需要の増加、加えて市債残高の増加に伴う公債費負担の増加など、今後の財政運営は決して楽観を許さない状況にあります。

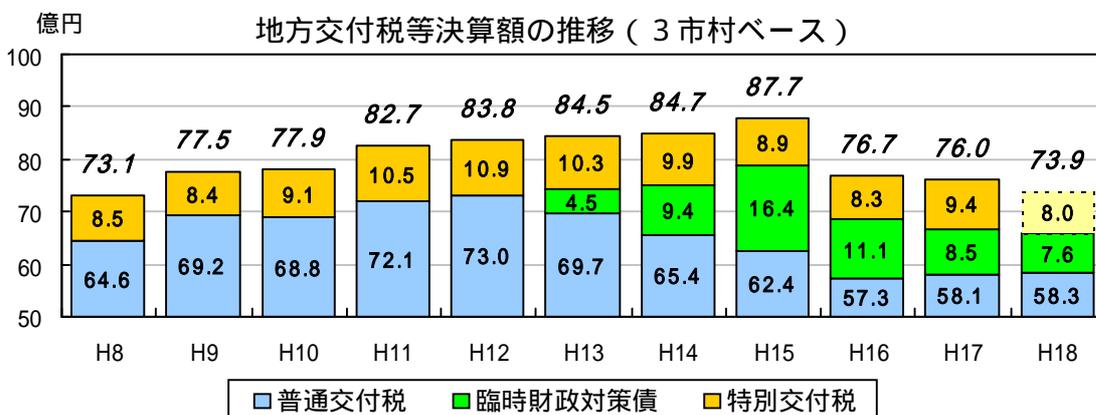
こうした状況の下、各種施策を展開しながら、同時に健全な財政運営を確保するため、平成14年8月に「石狩市財政構造改革方針」を策定し、平成16年度の経常収支比率を88%未満にすることを目標に、これまで取り組んでまいりました。その結果、14年度予算との比較において3年間で約14億3千万円の削減を行い、それまで全道平均を上回っていた経常収支比率が全道平均を下回るなど、着実な効果を上げました。

(2)計画策定に至る経緯

しかし、本市の財政構造改革のスピードを上回る勢いで、国からの三位一体の改革による交付税の大幅な削減及び景気回復の遅れによる市税の減少が進んだため、当初見込んでいた収支の均衡が図れませんでした。また、昨年（注）の合併により、旧厚田村、浜益村でもすでに生じていた収支不足の状況を加えた結果、平成18年度当初予算ではおよそ9億円の収支不足の状況であることが判明しました（下図1.2参照）。

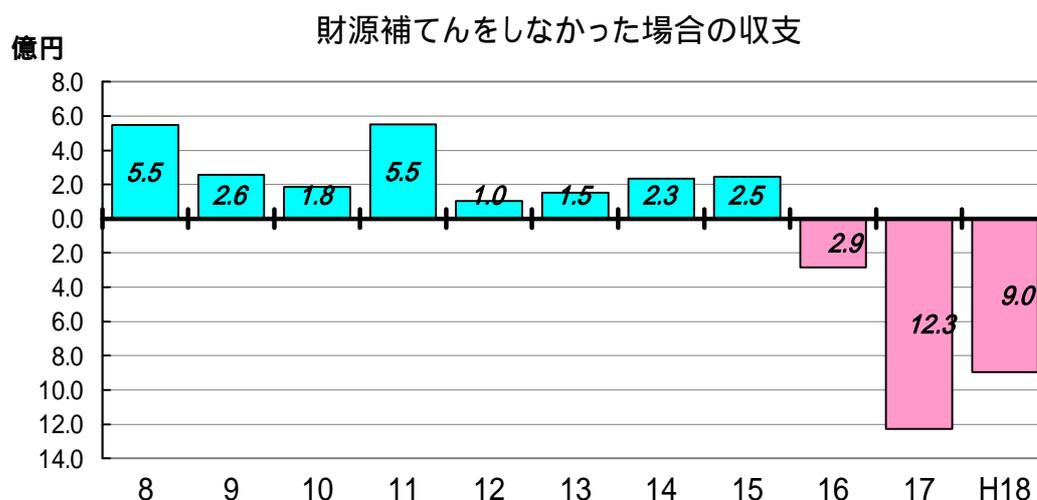
この収支不均衡の状態がこのまま続くと、基金からの繰入で補うことは限界に来ていることから、ここ数年で**財政再建団体**(注)へ転落する可能性がかなり高くなってきました。そのため、これまでの構造改革よりもさらにスピード及び実効性のある改革を行う必要が出てきました。

図1 地方交付税等の決算額の推移



注：数値は旧3市村合算値 H18は予算ベース

図2 財源補てんをしなかった場合の収支



注：数値は旧3市村合算値：H18は予算ベース

8 財政再建団体？

地方財政再建促進特別措置法(以下「再建法」)では、標準財政規模(市税、地方交付税、地方譲与税の合計額。本市本年度は約144億円)の20%以上(本市本年度予算の場合およそ29億円の赤字)が生じた市町村は、再建法に基づく財政再建を行う場合でなければ、地方債の発行ができなくなります。

この場合、再建法に基づかない「自主再建」を選択することも可能ですが、国直轄事業を除く公共事業、投資単独事業及び財政健全化債などの発行ができなくなるため、事実上、行財政運営が不可能となります。このため、再建法に基づく「財政再建団体」(正式には「準用財政再建団体」という。)、いわゆる“赤字再建団体”として、国の管理下で再建を図ることが一般的です。

行政への主な影響

- ・ 事業費の抑制(補助事業以外の市単独事業の原則禁止)
- ・ 職員の人員・給与の削減

市民への主な影響

- ・ 各種施設の使用料・手数料等及び市税の引上げ
- ・ 単独事業禁止に伴う各種団体への助成金の大幅削減
- ・ 国の制度を越える医療扶助の廃止

(3) 財政再建計画・事務事業見直し

今回の再建計画は、赤字再建団体の回避、更には財政収支の均衡を図るという絶対的な命題が目標として掲げられているため、今までの改革以上の質が求められます。そこで、再建計画をより実効性のあるものにするため、今年度当初から全事業を対象に0ベースからの見直しをする「事務事業の見直し」を行っております。

この事務事業の見直しという土台の上に再建計画が成り立っていますが、計画の内容としては、以下のような形になっております。

(3) - 1 基本方針

計画の期間

計画の期間は、「第4期石狩市総合計画」に基づく「前期戦略計画」の計画期間に合わせ、平成19年度から23年度までの5ヵ年とします。また、計画の実効性をより高めるため、毎年度見直しを行いながら、行財政運営全般について継続的な改善を図っていきます。



計画の位置づけ

本計画は、同時にスタートする「第4期石狩市総合計画」における「健全な行財政運営」を具現化するための実施計画とします。また、基本戦略・個別方針を定め、具体的な方策・手だてを講じ、早期に取り組めるものについては実施年次の前倒しを図り、実効性を確保していきます。

計画の基本戦略

今後の三位一体改革の動向や社会経済情勢を踏まえ、市民・行政の役割を明確にした上で、徹底した行財政改革による行政のスリム化を進めるとともに、地域の特性に沿った真に必要な投資水準と行政サービス水準の確保が可能な財政構造を構築していくため、次の「基本戦略」により財政の健全化を推進します。



(1) 事務事業の見直し

極めて厳しい財政環境を踏まえ、市民ニーズや事業効果等を勘案しながら、全ての公共サービスについて、機構・方法・役割・施策などを徹底的に見直すとともに、「選択と集中」の観点から聖域を設けずに見直しを行い、事業の優先度の低い事業等は、廃止又は休止などの見直しを行います。

(2) 徹底した管理経費の削減

人件費の総額を抑制するため、職員数の削減や給与の見直しに取り組みます。また、限られた資源（人員・財源）を有効に活用するため、民間委託等の推進や事務経費の縮減を行い、行政コストの大幅な削減に取り組みます。

(3) 市民と協働のまちづくりの推進

市民と行政の役割分担を見直し、地域住民やボランティアとの連携、民間事業者やNPOの活用など、さまざまな手法を検討しながら市民との協働のまちづくりの推進を図ります。



(4) 投資的事業の厳選

社会資本整備は市民の誰もが、その効用を享受する社会共有の資産であります。現下の財政状況を認識し、事業の選択にあたっては、必要性・緊急性を十分考慮し、重点的・効率的な事業を厳選して取り組みます。

(5) 負担の公平性の確保

受益者を特定できないサービスや最低限の生活を保障するものなどを除き、行政サービスの負担のあり方を見直し、負担の公平性を確保しながら受益者負担の適正化に取り組みます。

(6) 財政状況の公表

市民や議会の理解と協力を得て財政再建を進めて行くためには、財政状況に関する情報の開示が必須です。このため、積極的に財政状況を公表し、市民・議会・行政が共通の認識の下に、一体となって財政再建に取り組みます。



(7) 市職員の意識改革

少数精鋭で行政運営を行うには、職員一人ひとりが現状を認識し、今後の社会経済情勢の変化に対応し、新たな発想と、住民の視点に立った行政に取り組む意識の徹底を図ります。

(3) - 2 目標

厳しい財政環境の中、今後の財政見通しを踏まえ、計画期間中の“平成22年度の実質単年度収支を黒字とする”ことを第一の目標に掲げ、目標年次の平成23年度までには、弾力性ある財政構造を確立するために、次の数値目標を設定します。

【数値目標】

項目	目標値	17年度(実績)
経常収支比率	90%未満	93.3%
市債残高(人口1人当たり)	50万円未満	62万円
実質公債費比率	18%未満	19.9%

(3) - 3 個別方針

1 歳入の確保

(1) 市税収入の確保と徴収率向上

口座振替制度の促進や、積極的な徴収率の向上に向けた取り組みを引き続き行い、市税収入の確保に努めます。特に、滞納分については、市民の公平性を確保するため、あらゆる手段を講じ、徴収を強化し、滞納額の減額を図ります。また、課税客体の一層の把握に努め、課税の公平性と適正化の推進を図ります。

(2) 受益者負担の適正化

行政サービスの提供と社会経済状況に応じた適切な費用負担を求めため、受益者負担の適正化を図ります。

使用料・手数料等の見直し

合併に伴い旧3市村間で一部乖離している料金を改定するとともに、現行の減免規定の見直しを行います。また、今後においても、社会経済状況に応じて定期的な見直しを行います。



(3) 市有財産の有効利用

市が所有する財産のうち、今後とも事業目的が存在しない又は当初の目的が達成されたものなど、売却可能なものは計画的に処分し、若しくは、有効的に活用が図られるものは貸付けるなどの財源の確保を図ります。

(4) 税外収入の確保

保育料・市営住宅使用料・給食費などの税外収入についても、徹底した未収金の回収に努めます。

また、市広報をはじめ、市の刊行物等への有料広告の更なる増収を図るとともに、今後は公共施設等やホームページの有料広告など、一層の広告収入の拡大を図ります。

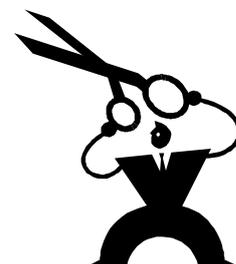
2 歳出の削減等

(1) 人件費の抑制

「集中改革プラン」による定員適正化計画に基づき、職員数の削減や給与・手当の更なる見直しを行い、特別職給与削減をはじめ、退職者不補充、給与・諸手当の見直しなどによる一般職給与等の抑制、嘱託職員の雇用の見直しなどにより、人件費総額の抑制を図ります。

(2) 管理的経費、一般事務経費の徹底した削減

管理的経費及び一般事務経費については、事務事業の必要性、有効性を再検討し、前例にとらわれることなく、既定経費の思い切った削減に取り組みます。



(3) 補助金等の見直し

各種団体への奨励的な助成や事業への交付金については、その必要性、有効性を検証し、その削減を図ります。

(4) 扶助費の見直し

国・道の基準を超えるサービスや、市が独自に行っているサービスについて、その必要性、費用対効果などを検証するための事業評価を勘案し、事務事業の縮小、廃止を視野に入れた見直しを進めます。

(5) 投資的経費の抑制

市の財政状況を常に念頭に置き、事業の緊急度、重要度、有効度等を十分に検証し、事業規模や着手時期などの検討を加え、計画的に実施し、投資的経費の抑制を図ります。また、新規事業については、平成 19 年度にスタートする「第 4 期石狩市総合計画」との整合を図りながら事業を厳選し実施します。

なお、再建計画の詳しい内容につきましては、別紙「石狩市財政再建計画」にて説明しておりますので、御一読頂ければと思います。

おわりに

平成16年年2月に初めて「石狩市の財政 2003」を発行して以来、市民の皆さんからいくつかご指摘をいただいております。

今回発行の「石狩市の財政 2006」では、これまでの解説に加え、文字ばかりにならず、視覚的に読みやすい形になるように作成しました。今後も、さらにわかりやすい資料となるよう、この「石狩市の財政2006」につきましてもたくさんのご意見をいただければ幸いです。

なお、最後になりますが、今後はより一層市民の皆さんのニーズや、視点、コスト感覚を重視した都市経営を進め、将来の子どもたちへ安心して引き継いでもらえるまちとなるように努めてまいりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。



発行：平成19年 1月

編集：石狩市企画財政部行政経営推進室企画財政課

TEL：(0133) 72 - 3154

FAX：(0133) 75 - 2275

〒061 - 3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

